

鹿嶋市告示第166号

令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年6月3日

鹿嶋市長 田口伸一

令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、蓄電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、鹿嶋市補助金等交付規則（平成14年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（別表第1を除き、以下「補助事業」という。）は、鹿嶋市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む。）に未使用の蓄電システム（別表第1を除き、以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。

2 補助対象設備の要件は、別表第1のとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、令和6年度内に補助事業を実施し、かつ、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 補助対象設備を設置する当該地に住所を有すること（第12条の実績報告書を提出するまでに、当該地に住所を有することとなる場合を含む。）。
- (2) 自ら居住し、若しくは居住を予定している住宅に未使用の補助対象設備を設置すること又は住宅を販売する事業者等により未使用の補助対象設備があらかじめ設置された住宅を自らの居住の用に供するために取得すること。
- (3) 補助対象設備を設置する住宅が自己の所有に属しない場合又は他の者との共有に属する場合は、当該住宅の所有者又は全ての共有者の同意を得ていること。
- (4) 市税等に未納がないこと（前号に規定する場合にあっては、本人及び当該住宅の所有者又は全ての共有者の市税等に未納がないこと。）。
- (5) 本人（第3号に規定する場合にあっては、本人及び当該住宅の所有者又は全ての共有者）又は本人と同一世帯に属する者のいずれかが過去10年以内に茨城県又は鹿嶋市から同様の補助金の交付を受けていないこと。

(6) 本人又は居住する者が茨城県の実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネルギーの取組を行っていること。

2 前項第4号の市税等は、市税及び国民健康保険税とする。

(補助対象経費と補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

2 補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

3 補助金は、一戸の住宅に1回に限り交付する。ただし、集合住宅の専有部分において利用する補助対象設備の設置については、一戸につき1回限りとする。

(事前申込み)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和6年7月31日までに補助金事前申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出をしなければならない。

(1) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し

(2) 補助対象設備の経費の内訳が分かる見積書等の写し

(3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し（カタログ等）

(4) 補助対象設備に太陽光発電設備が接続されることを確認できる書類の写し

(5) 補助対象設備の設置予定箇所及び設置予定住所の案内図

(6) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真

(7) 「いばらきエコチャレンジ」に登録していることが確認できる書類の写し

(8) 補助対象設備を設置する住宅が自己の所有に属しない場合又は他の者との共有に属する場合は、当該住宅の所有者又は全ての共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類

(9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申込み（以下「事前申込み」という。）を受けたときは、受付期間終了後に事前申込みの内容が適正であると認めた者を、補助金の交付申請を行うことができる者（以下「申請予定者」という。）として決定するものとする。ただし、事前申込みの結果、補助金の交付申請の見込額の合計が予算の額を超過した場合は、事前申込みの内容が適正であると認めた者から抽選により申請予定者を決定するものとする。

(抽選)

第6条 市長は、前条第2項の抽選を行おうとするときは、事前申込みをした者に対して通知するものとする。

2 抽選は公開により行うものとし、結果は立会等の有無にかかわらず、その結果を補助金交付申請抽選結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 前条の規定により市長に提出された書類は、原則として返却しないものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする申請予定者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付等の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の交付しないことを決定したときは補助金交付申請却下通知書（様式第5号）により、申請者へ通知するものとする。

(申請の取下げの期日)

第9条 規則第11条第1項の市長が別に定める期日は、補助金交付決定通知書の送付を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(補助事業の計画変更等)

第10条 規則第12条第1項の補助事業計画変更申請書は、様式第6号とする。

2 市長は、規則第12条第1項の承認をしたときは、補助金交付変更決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第11条 規則第12条第2項の補助事業中止（廃止）届出書は、様式第8号とする。

2 市長は、規則第12条第2項の承認をしたときは補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により、当該届出をした者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその執行が困難になったときは、速やかに書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業を完了した日（補助金の交付の決定を受けた時点で既に補助事業を完了していた場合にあつては、交付が決定した日）から起算して30日を経過した日又は令和7年3月14日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象設備の設置に係る領収書及び内訳書の写し

(2) 補助対象設備の保証書の写し

(3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真

(4) 補助対象設備に太陽光発電設備が接続されることを確認できる書類の写し
(事前申込書提出時から変更があった場合のみ)

(5) 第5条の規定による申請の際に補助対象設備を設置する当該地に住所を有さなかった場合は、住民票の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合は、必要に応じて現地調査

行うなどその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第11号）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付の請求）

第14条 前条の規定により補助金額の確定の通知を受けた者は、当該通知を受けた後、補助金の交付を市長に請求することができる。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2）この要綱の規定に違反したとき。

2 規則第19条第2項の規定による通知は、補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により行うものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の管理）

第17条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（処分の制限）

第18条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する場合において、財産を処分することにより収入があったときは、市長は、その収入の全部又は一部を返還させることができる。

（協力の義務）

第19条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、市長から設置効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

（雑則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

設備の種類	設備の要件
蓄電システム	<p>令和5年度又は令和6年度に、国が実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託事業者により登録されているもので、次の機能を備えているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであること。 ・住宅等に設置された太陽光発電設備（発電出力10kW未満のものに限る。）と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること。 ・蓄電池部から供給される電力が当該住宅等にて使用されるものであること。

別表第2（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）	5万円

様式第1号（第5条関係）

鹿嶋市長 様

年 月 日

申込者 住所
氏名
電話番号

補助金事前申込書

令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金の交付を受けたいので、令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申し込みます。

なお、期日までに補助金事前申込の合計が予算額を超過した場合に、抽選により、補助金の申請予定者が決定されることを承諾します。

記

1 設置場所	鹿嶋市
2 住宅の所有者氏名	
3 補助対象設備の種類	蓄電システム
4 工事着工予定日	年 月 日
5 工事完了予定日	年 月 日
6 補助対象設備を設置する建物等の種別 (いずれかに○)	1 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅（建売住宅等）を取得する。 3 住宅の新築に合わせて補助対象設備を設置する。 (2・3の場合、入居予定日： 年 月)

(裏面あり)

	確認事項	確認
1	工事を予定している住宅は申込者が現に居住している住宅であること、又は工事後に居住する予定の住宅であること。	<input type="checkbox"/>
2	申込者は鹿嶋市に現に居住しており、住民基本台帳に登録されていること。	<input type="checkbox"/>
3	対象の住宅が過去、補助事業による補助金の交付を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>
4	申込みに係る者のいずれも市税等に未納がないこと。	<input type="checkbox"/>
5	補助事業を令和7年3月14日までに終了し、実績報告を提出すること。	<input type="checkbox"/>
6	抽選に当選した場合は当選日より14日以内に補助金交付申請書(様式3号)を提出すること。	<input type="checkbox"/>
7	停電時や電力需要のピーク時に、補助対象設備に蓄えた電気を活用できること。	<input type="checkbox"/>
8	発電出力10kW未満の太陽光発電設備と接続されていること。	<input type="checkbox"/>
9	補助対象設備からの供給電力が該当住宅等で使用されること。	<input type="checkbox"/>

添付書類

- 1 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 2 補助対象設備の経費の内訳が分かる見積書等の写し
- 3 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し(カタログ等)
- 4 補助対象設備に太陽光発電設備が接続されることを確認できる書類の写し
- 5 補助対象設備の設置予定箇所及び設置予定住所の案内図
- 6 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
- 7 「いばらきエコチャレンジ」に登録していることが確認できる書類の写し
- 8 補助対象設備を設置する住宅が自己の所有に属しない場合又は他の者との共有に属する場合は、当該住宅の所有者又は全ての共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類
- 9 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿嶋市長

補助金交付申請抽選結果通知書

年 月 日付けで申込みがあった令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金の事前申込みについては、下記のとおり決定したので、令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 事業名 令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業
- 2 抽選結果
- 3 特記事項

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

鹿嶋市長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

補助金交付申請書

令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金の交付を受けたいので、令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申し込みます。

1 工事の内容

2 補助金申請額 金 円

私は、環境政策課が補助金申請に必要な範囲で、市税等徴収担当課から市税等の納付状況に関する情報の提供を受けることに同意します。

申請（代表）者 ふりがな 氏名 (署名又は記名押印)
(生年月日 年 月 日)

共有等の有無 なし ・ あり (共有者を下記へ記載)

ふりがな
氏名及び生年月日

1

2

3

※ 情報提供に同意しない場合は、申請日に発行した納税証明書（市税等に未納がないこと。）を添付してください。

※ 補助対象設備を設置する住宅が自己の所有に属しない場合又は他の者との共有に属する場合は、全ての者について同意を記載（別紙可）するか、上記の納税証明書のいずれかを添付してください。

様

鹿嶋市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金は、下記のとおり交付を決定したので、令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 事業名 令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付の条件等
 - (1) 申請者は、令和7年3月14日までに補助事業を完了し、かつ、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は令和7年3月14日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。ただし、本決定通知を受けた時点で既に補助事業を完了していた場合は、本通知日を起算日とします。
 - (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を行ってください。
 - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することはできません（市長の承認を得た場合を除く。）。
なお、処分等により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあります。
 - (4) この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、市長から設置効果等に関する資料の提供を求められることがあります。

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿嶋市長

補助金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金の交付申請については、下記の理由で却下したので、令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 事業名 令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業
- 2 却下理由
- 3 特記事項

鹿嶋市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

補助事業計画変更申請書

年 月 日付で申請した令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金に係る事業計画を変更したいので、令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第10条第1項の規定により承認を得たく申請します。

記

1 事業名 令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業

2 補助金の申請金額の変更等

変更後の申請金額	(A)	金	円
変更前の申請金額	(B)	金	円
増減額 (A) - (B)	(C)	金	円

3 事業計画変更の内容

4 事業計画変更の理由

5 事業計画変更の予定年月日

6 付記事項

※ 事業計画変更の内容について、申請時の内容のどこをどのように変更したいか、具体的に記入するとともに、交付申請時に提出した添付書類を必要に応じて修正し、提出すること。

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿嶋市長

補助金交付変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金について、下記のとおり交付金額を変更することに決定したので、令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 事業名 令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業

2 補助金の申請金額の変更等

変更後の申請金額	(A)	金	円
変更前の申請金額	(B)	金	円
増減額 (A) - (B)	(C)	金	円

3 補助金等の変更理由

4 附帯条件

5 補助金等交付に係る指示事項

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

鹿嶋市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

補助事業中止（廃止）届出書

年 月 日付で申請した令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金に係る事業を中止（廃止）したいので、令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第11条第1項の規定により承認を得たく届け出ます。

記

- 1 事業名 令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業
- 2 事業中止（廃止）の理由
- 3 事業中止（廃止）の予定年月日
- 4 付記事項

様式第9号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿嶋市長

補助事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで届け出のあった令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金に係る事業の中止（廃止），について届け出のとおり承認したので，令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 事業名 令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業
- 2 既交付決定通知額 金 円
- 3 補助金等の取消理由

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

鹿嶋市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金に係る補助事業が完了したので、令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名 令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 補助対象設備の設置に係る領収書及び内訳書の写し
 - (2) 補助対象設備の保証書の写し
 - (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
 - (4) 補助対象設備に太陽光発電設備が接続されていることを確認できる書類の写し
(事前申込書提出時から変更があった場合のみ)
 - (5) 第5条の規定による申請の際に補助対象設備を設置する当該地に住所を有しなかった場合は、住民票の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類

様式第11号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿嶋市長

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金は、下記のとおり交付額を確定したので、令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金要綱第13条の規定により通知します。

記

- 1 事業名 令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業
- 2 交付決定額 金 円

鹿嶋市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定通知を受けた令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金について、令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 事業名 令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業
- 2 請求額 金 円
- 3 振込先

金融機関名							
支店名							
店番							
口座種別	普通・当座			(いずれかに○をつけてください。)			
口座番号							
フリガナ							
口座名義人							

※ 振込先の記入に当たっては、通帳等を確認の上、正確に記入してください。

様式第13号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿嶋市長

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金については、下記のとおりその全部（一部）を取り消したので、令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金要綱第15条第2項の規定により通知します。

記

- 1 事業名 令和6年度鹿嶋市自立・分散型エネルギー設備導入事業
- 2 取り消した補助金の額 金 円
- 3 取消し後の補助金額 金 円
- 4 取消内容とその理由